

江北町 人事行政の運営に関する状況について

地方公務員法第58条の2において、人事行政の公平性・透明性の確保を目的とした人事行政の運営等の状況を公表することが義務づけられております。本町においても、江北町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年江北町条例第8号）の規定に基づき、町民の皆さんに理解を深めていただくために、人事行政の運営等の主な内容をお知らせいたします。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員採用の状況（平成19.4.1～平成20.3.31）（単位：人）

区分	競争試験		
	男性	女性	計
一般行政職	2	1	3
計	2	1	3

(2) 職員の退職状況（平成19.4.1～平成20.3.31）（単位：人）

区分	定年退職	勸奨退職	普通退職	死亡退職	合計
一般行政職	6	1			7
技能労務職					
合計	6	1			7

(3) 部門別職員数の状況（平成20年4月1日現在）（単位：人）

項目	職員数		対前年 増減数	増減理由	
	19年度	20年度			
一般行政部門	議会	2人	2人		
	総務	24人	22人	△2	事務の統廃合△2
	税務	7人	7人		
	農林水産	17人	16人	△1	業務の統廃合△1
	商工	1人	1人		
	土木	7人	7人		
	民生	10人	8人	△2	保育業務一部民間委託
	衛生	4人	6人	2	業務増2
部門計	72人	69人	△3		
特別行政部門	教育	14人	13人	△1	事務の統廃合縮小△1
公営企業等	水道	4人	4人		
	下水道	8人	7人	△1	事務の統廃合縮小△1
	その他	2人	3人	1	後期高齢者医療
	部門計	14人	14人		
合計	100人	96人	△4		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者等を含み、派遣職員、臨時職員等を除いた数です。

2 特別行政部門は、教育部門のことで、公営企業等会計部門は、水道事業、下水道事業及び国民健康保険事業のことで、

(4) 定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要

各年4月1日現在 (単位：人・%)

部 門	年 度	平成	平成	平成	平成	平成	平成	現在までの実		平成15年～平成24年までの 数値目標
		15年	16年	17年	18年	19年	20年	実績	進捗率	
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目			
一般行政部 門	職員数	81	78	75	71	72	69	69	66.7	63
	対前年増減		△3	△3	△4	1	△3	△12		△18
特別行政部 門	職員数	18	19	17	18	14	13	13	166.7	15
	対前年増減		1	△2	1	△4	△1	△5		△3
公営企業等 会計部門	職員数	15	14	13	14	14	14	14	50.0	13
	対前年増減		△1	△1	1			△1		△2
合 計	職員数	114	111	105	103	100	96	96	78.3	91
	対前年増減		△3	△6	△2	△3	△4	△18		△23

※計画期間は平成15年～平成24年までの10年間です。

(5) 一般行政職の級別職員の状況（平成20年4月1日現在）

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な 職務内容	主事、主事 補の職務	主事（高）	係長、主査	課長補佐、 係長、主査	課長、 課長補佐	上級課長	
職員数	6人	14人	14人	21人	16人	4人	75人
構成比	8%	18.7%	18.7%	28%	21.3%	5.3%	100%

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口	歳出額	人件費	人件費比率
19年度	H20.3.31 9,731人	4,640,512千円	848,673千円	18.3%

(2) 職員の給与の状況（普通会計現計予算）

区 分	職員数	給 与 費			一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	計	
20年度	86	340,176千円	172,123千円	512,299千円	5,957千円

※平成20年度当初予算の予算計上額です。

※職員手当には、退職手当は含まれていません

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢 (平成20年4月1日現在)

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
江北町	343,158円	354,958円	45.4歳	246,300円	246,300円	41.2歳

(4) 職員の初任給の状況 (平成 20 年 4 月 1 日現在)

区 分		決定初任給	採用 2 年経過給料月額
一般行政職	大 学 卒	161,600 円	177,300 円
	高 校 卒	140,100 円	148,500 円
技能労務職	高 校 卒	137,200 円	145,500 円

※ 決定初任給は、卒業後直ちに採用された場合

(5) 職員の期末・勤勉手当の状況 (平成 20 年 4 月 1 日現在)

区 分	支給月	期末手当	勤勉手当
支給割合	6 月期	1.4 月分	0.75 月分
	1 2 月期	1.6 月分	0.75 月分
	計	3.0 月分	1.50 月分

(6) 特別職の報酬等の状況 (平成 20 年 4 月 1 日現在)

区 分		給料・報酬月額	期末手当
給 料	町 長	714,600 円	(支給割合) 6 月期 1.60 月分 1 2 月期 1.75 月分 計 3.35 月分
	副 町 長	585,900 円	
	教 育 長	495,000 円	
報 酬	議 長	326,000 円	
	副 議 長	271,000 円	
	委 員 長	262,000 円	
	議 員	254,000 円	

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

1 週間の正規 の勤務時間	1 日の正規の 勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
40 時間	8 時間	8 : 30	17 : 15	45 分

(2) 年次休暇の取得状況 (平成 19 年 1 月 1 日～平成 19 年 12 月 31 日)

総付与日数 (A)	総取得日数 (B)	全対象職員数 (C)	平均取得日数 (B) / (C)	消化率 (B) / (A)
3670 日	947.4 日	94 人	10.1 日	26%

(3) 育児休業の状況 (平成 19 年度 単位：人)

育児休業取得者	男	女	計
	0	2	2

(4) 休暇の概要（平成20年1月1日現在）

休暇の種類	付与日数・期間等	有給・無給の別
年次休暇	在職期間に応じ1年につき20日以内	有給
夏季休暇	7月1日～9月30日までの間に3日以内の範囲内	有給
公務災害による休暇	必要と認める期間	有給
結核性疾患による休暇	勤続年数に応じ1年6月以内	有給
病気休暇	90日（高血圧症等は180日）以内の期間	有給
生理休暇	2日を超えない範囲内	有給
産前及び産後の通院休暇	妊娠期間に応じ必要と認められる時間	有給
産前及び産後の休暇	産前6週間（多胎妊娠14週間）以内、産後8週間	有給
出産補助休暇	出産の日から14日以内において2日を超えない範囲内	有給
育児参加休暇	産前6週間（多胎妊娠14週間）から産後8週間の期間に5日を超えない範囲内	有給
育児休暇	1日2回それぞれ30分を超えない範囲	有給
子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子5日を超えない範囲内	有給
特別休暇	その都度必要と認める期間	有給
慶弔休暇	慶弔により7日以内	有給
介護休暇	連続する6月の期間内	無給

4 職員の分限及び懲戒処分者の状況

(1) 分限処分者の状況（平成19年4月1日～平成20年3月31日）

処分事由	処分の種類					合計
	降任	免職	休職	降給		
勤務成績がよくない場合						0
心身の故障の場合			1			1
職に必要な適格性を欠く場合						0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合						0
刑事事件に関し起訴された場合						0
条例で定める事由による場合						0
計	0	0	1	0		1

※ 分限処分とは、職員が一定の事由によってその職責を果たし得ない場合に、公務の遂行を確保するためになされる職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分をいいます。

(2) 懲戒処分者の状況（平成19年4月1日～平成20年3月31日）

処分事由	処分の種類					合計
	戒告	減給	停職	免職		
法令に違反した場合						0
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合						0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合						0
計	0	0	0	0		0

※ 懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する責任を追及し、その制裁としておこなう処分をいいます。

5 職員の研修の実施状況

(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

区分	受講者数	内容等
各種専門研修	11名	監督者研修、中堅職員研修、財務事務研修、政策法務研修、パソコン研修、新採研修
その他研修	47名	DV 被害者対応出張型研修、個人情報取り扱い担当者研修
計	58名	

6 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の実施 (平成19年度)

区分	対象者	受診者数	検査内容
生活習慣病予防検診	全職員	37名	血液検査、尿検査、生化学検査 胃検診等
人間ドック	30歳以上の生活習慣病予防検診を受診しない職員	52名	各受診病院毎による

※ 職員の健康状況を把握し、生活習慣病などの健康障害を早期に発見するため、労働安全衛生法等に基づき定期健康診断を実施しています。

(2) 公務災害補償 (平成19年度)

区分	公務災害	通勤災害
申請件数	2	0
認定件数	2	0
不認定件数	0	0